

**各病院事務部長殿**

実施主体:厚生労働省医政局医事課  
医師等医療従事者の働き方改革推進室  
受託者:株式会社山手情報処理センター

**病院に勤務する医師の働き方に関するアンケート調査へのご協力をお願い**

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

厚生労働省では、医師に対する時間外労働上限規制の具体的な在り方等について、「働き方改革実行計画」（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）を受けて「医師の働き方改革に関する検討会」を設置し、平成31年3月に報告書を取りまとめました。

また、当該報告書において引き続き検討することとされた事項について、令和元年7月により「医師の働き方改革の推進に関する検討会」を開催し、令和2年12月22日に「中間とりまとめ」を公表し、長時間労働の医師の労働時間短縮及び健康確保のための措置を盛り込んだ医療法の改正案を国会に提出し、本年5月に成立したところです。

（「医師の働き方改革に関する検討会」報告書：[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_04273.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_04273.html)）

（「医師の働き方改革の推進に関する検討会」中間とりまとめ：[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_15655.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15655.html)）

法案成立を受け、全ての病院における、医師の働き方改革に向けた取組を推進するため、各病院の取組状況について下記のとおり調査を実施することといたしました。調査結果は、各都道府県に設置されている医療勤務環境改善支援センターに提供し、必要な病院に必要な支援を届けるために活かします。

令和6年度以降は勤務医の年間の時間外・休日労働時間数は都道府県知事の指定等を受けた場合を除き、年960時間以下（一定の要件を満たし指定を受けた場合には1,860時間以下等。その場合には医師に対し、勤務間インターバル等の追加的健康確保措置の実施が必要）となります。本調査はこの医師に対する時間外労働上限規制開始に向けた各病院の準備状況を把握し、全ての病院が円滑に令和6年度を迎えることを支援するために実施するものとなりますので、回答について特段の御配慮をいただけるようお願い申し上げます。

敬具

**《ご協力にあたってのお願い》**

1. 事務部門のご担当者には、**令和3年8月31日（火）まで**にご回答いただき、返信用封筒（切手不要）に入れて郵便ポストに投函いただきますようお願いいたします。
2. できる限り多くの医療機関から状況を把握させていただきたく、期日までにご返送いただいていない医療機関には、**葉書にて再度ご協力のお願い**をお送りします。
3. メールでの回答をご希望の方は、<https://yamate-info.co.jp/hatarakidl/>より、回答用紙をダウンロードいただき、回答後、[hataraki@yamate-info.co.jp](mailto:hataraki@yamate-info.co.jp)に添付ファイルにてお送りください。回答用ファイルにはパスワードが設定されていますので、ファイルを開く際、また、メールで提出される際は、そのパスワードの設定のままで添付していただくようお願いいたします。

回答用ファイルパスワード「hataraki」

問合せ先 株式会社山手情報処理センター  
住所 東京都北区中里2-18-5  
電話番号 03-3949-4521 担当：富田  
(受付時間/祝日を除く月～金 10:00～17:00)  
メールアドレス [hataraki@yamate-info.co.jp](mailto:hataraki@yamate-info.co.jp)